

め、「提出をする外国金融機関等」を削り、「次項に規定する」を「次項各号に定める」に、「当該申告書」を「当該各号に定める申告書」に、「名称」とあるのは「変更後の名称」を「本店又は」とあるのは「本店若しくは」と、「所在地」とあるのは「所在地又は変更後の名称及び本店若しくは主たる事務所所在地」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「が、当該非課税適用申告書を提出した後、その名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項の変更をした場合」を「又は特定外国法人が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（外国金融機関等（第六項第一号ハ又は二に掲げる外国法人に限る。以下この項において「外国中央銀行等」という。）にあつては、第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合）」に、「変更をした日」を「該当することとなつた日」に、「その変更をした後のその者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書」を「当該各号に定める申告書（外国中央銀行等にあつては、第一号に定める申告書。以下この項において同じ。）」に、「第五項」を「第七項」に、「当該申告書」を「当該各号に定める申告書」に改め、「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 当該非課税適用申告書に記載した名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で

定める事項の変更をした場合　その変更をした後の当該非課税適用申告書を提出した者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二 当該非課税適用申告書を提出した日、前号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年（特定外国法人にあつては、二年）を経過した場合
当該非課税適用申告書を提出した者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

第四十二条の二第八項を同条第十項とし、同条第七項中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第三項」を、「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項第一号ハを同号二とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う外国法人で当該業務を行うことにつき当該国の法令により当該国において金融商品取引法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれ

に類する許可その他の行政処分を受けているもの（その行う当該業務として他の外国法人（イ、ハ又はニに掲げる外国法人に限る。）と特定金融機関等（次号ロに掲げる法人を除く。）との間の債券現先取引又は証券貸借取引に基づく債務を引受け等により負担する場合における当該外国法人に限る。）

第四十二条の二第四項第二号イ中「金融機関及び」を「金融機関、」に、「金融商品取引業者等で」を「金融商品取引業者等その他政令で定めるもので、」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関（その行う金融商品債務引受業として外国金融機関等（前号ロに掲げる外国法人を除く。）又は特定外国法人と他の法人（イ又はハに掲げる法人に限る。）との間の債券現先取引又は証券貸借取引に基づく債務を引受け等により負担する場合における当該金融商品取引清算機関に限る。）

第四十二条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「特定利子」を「これらの規定に規定する支払を受ける利子（以下この条において「特定利子」という。）」

に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 外国金融機関等以外の外国法人（条約相手国等の法人に限る。以下この条において「特定外国法人」という。）が、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において開始した振替国債に係る債券現先取引（振替国債に係る債券現先取引で政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。）で特定外国法人と特定金融機関等との間で行われるもの（当該取引が特定金融機関等のうち第六項第二号口に掲げるものとの間で行われるものである場合にあっては、当該取引が、当該特定金融機関等が金融商品債務引受業として特定外国法人と他の特定金融機関等（同号口に掲げる法人を除く。）との間で行われた振替国債に係る債券現先取引に基づく債務を引受け等により負担したことに係るものである場合に限る。次項及び第十二項において「振替国債に係る特定債券現先取引」という。）につき、特定金融機関等から所得税法第百六十一条第一項第十号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（政令で定めるものを除く。）については、所得税を課さない。

4 前項の規定は、同項に規定する支払を受ける利子の支払を受ける特定外国法人が、当該利子を支払う特定金融機関等（当該特定金融機関等（第六項第二号口に掲げる法人に限る。）が金融商品債務引受業

として特定外国法人と他の特定金融機関等のうち同号口に掲げる法人以外のものとの間の振替国債に係る特定債券現先取引（当該利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合に
は、当該他の特定金融機関等。以下この項において同じ。）の国外関連者（外国法人で、当該利子を支払う特定金融機関等との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。）に該当する場合には、適用しない。

第四十二条の三第一項及び第三項中「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に改める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項中「の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ

当該各号に定める割合（当該事業年度が設立事業年度であるとき、又は比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五）を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 増減試験研究費割合が百分の五を超える場合 百分の九に、当該増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

二 増減試験研究費割合が百分の五以下である場合 百分の九から、百分の五から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合が百分の六未満であるときは百分の六とする。）

第四十二条の四第十項中「から第四項までの規定の」を「第三項、第六項又は第七項の規定の」に、「又は租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第四十二条の四第一項、第三項、第六項若しくは第七項」に、「この款及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四

[illegible]

項、第三項、第六項及び第七項の規定」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで」とするを「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項、第三項、第六項及び第七項」とするに改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第四項」を「第一項又は第三項」に、「適用年度の開始」を「適用年度開始」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「から第四項まで」を「第三項、第六項及び第七項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「又は」を「若しくは」に、「費用で」を「費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるもののために要する費用で、」に改め、同項第二号イ中「第四十二条の六第三項から第五項まで」を「第四十二条の六第二項及び第三項」に改め、「第四十二条の十一の二第二項」の下に「第四十二条

の十一の三第二項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の四第二項及び第三項並びに第四十二条の十二の五」に改め、同号八中「第八項」を「第九項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 増減試験研究費割合 増減試験研究費の額（第一項又は第三項に規定する事業年度（第五号及び第十一項において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。）の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。

第四十二条の四第六項第四号から第六号までを削り、同項第七号を同項第四号とし、同項第八号中「第四項に規定する事業年度（以下この条において「適用年度」という。）」を「適用年度」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六 中小企業者 中小企業者に該当する法人として政令で定めるものをいう。

六の二 適用除外事業者 当該事業年度開始の日前三年以内に終了した各事業年度（以下この号において「基準年度」という。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額（設立後三年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額に

つき法人税法第八十条の規定の適用があつたこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたことその他の政令で定める事由がある場合には、当該計算した金額につき当該事由の内容に応じ調整を加えた金額として政令で定めるところにより計算した金額）が十五億円を超える法人をいう。

七 農業協同組合等 農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいう。

八 試験研究費割合 第一項、第三項又は前項に規定する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。

第四十二条の四第六項第九号を次のように改める。

九 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するもの

をいう。)の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

第四十二条の四第六項第十号中「又は第四項」を「第三項又は前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「法人が、」を「法人の」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「第四項(第二号に係る部分に限る。)」又は第五項の規定の適用を受ける事業年度、」を加え、「次の各号に掲げる場合に該当する」を「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その超える部分の金額に超過税額控除割合(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。)を乗じて計算した金額(以下この項において「超過税額控除限度額」という。)」に、「各号に定める金額が」を「超過税額控除限度額が」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「中小企業者又は」を「中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)」又は「に」、「前項」を「第一項」に改

め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 前項に規定する中小企業者等の平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度を除く。）において、増減試験研究費割合が百分の五を超える場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前項中「の百分の十二に相当する」とあるのは、「に特例割合（百分の十二に、増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）をいう。）を乗じて計算した」とする。

二 前項後段中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十五」とする。

5 第一項に規定する法人又は第三項に規定する中小企業者等の平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における第一項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「の百分の二十五に相当する」とあるのは「の百分の二十五に

相当する金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該二を乗じて計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

第四十二条の四第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する法人の平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における同項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

第四十二条の五第一項中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十五号」に、「電気事業の用」を「発電事業者に該当する法人のうち、同項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者若しくは同項第十三号に規定する特定送配電事業者のいずれかに該当するもの又は大規模な発電を行うものとして財務省令で定めるものが発電の用」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第六項第二号」を「同条第八項第二号」に

改め、同条第五項中「次条第七項」を「次条第五項」に、「及び第四十二条の十二の三第五項」を「第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第九項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）は、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」に、「は、当該」を「の計算の基礎となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改め、同条第十一項中「と」とあるのは「と」を「」と、「とあるのは」に、「第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに」を「第四百四十四条の四第一項第三号中「。）」の規定」とあるのは「。）」並びに、「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、「を」の規定」とあるのは「。）」並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項の規定」と、「に改める。

第四十二条の六第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に、「平成二十九年三

月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「及び第三項」を削り、「以下この条において「供用年度」を「次項及び第九項において「供用年度」に、「第三項」を「次項」に改め、同項第一号中「器具及び備品」及び「事務処理の能率化、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「及び次項」を削り、「前二項」を「前項」に、「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に、「第六項まで」を「第四項まで」に改め、「（以下この項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」を削り、「控除される金額」の下に「又は第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第二項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額」を加え、「当該金額」を「これらの金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「おける第三項又は第四項に規定する」を「おける」に、「第六十八条の十一第三項又は第四項」を「第六十八条の十一第二項」に、「第三項又は第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「第六十八条の十一第二項又は第三項」に、「及び第四十二条の十二の三第五項」を「第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十

二の四第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「及び第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「及び第二項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第三項及び第四項」を「第二項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「これら」を「同項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第五項の」を「第三項の」に、「第六項」を「第四項」に、「第六十八條の十一第三項」を「第六十八條の十一第二項」に、「第六十八條の十一第五項」を「第六十八條の十一第三項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第三項から第五項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第四十二條の六第三項から第五項まで」を「又は租税特別措置法第四十二條の六第二項若しくは第三項」に、「この款及び租税特別措置法第四十二條の六第三項から第五項まで」を「この款並びに租税特別措置法第四十二條

の六第二項及び第三項」に、「同条第三項から第五項まで」を「同条第二項及び第三項」に、「第七十二条第一項第二号中」の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「第七十二条第一項第二号中」の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項」に、「及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「」及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「」並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項」に、「と、」とあるのは「と」を「」と、」とあるのは「」と」に、「（租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「（租税特別措置法第四十二条の六第二項又は第三項」に、「第百四十四条の四第一項第三号中」の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「第百四十四条の四第一項第三号中」。

（）の規定」とあるのは「。並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項」に、「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「。の規定」とあるのは「。並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項の規定」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項」に、「及び租

税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」とする」を「並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項」とする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第七項の」を「第五項の」に、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項から第十二項まで」を「第六項から第十項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第四十二条の九第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「この条において「供用年度」を「この項及び第六項において「供用年度」に、「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改め、同条第四項中「第四十二条の六第七項及び第四十二条の十二の三第五項」を「第四十二条の六第五項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第五項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる工業用機械等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第六項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により

控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」に改め、同条第七項中「と、」とあるのは「と」を「」と、」とあるのは「」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び」を「第百四十四条の四第一項第三号中「。）」の規定」とあるのは「。）」及び」に、「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の九」と、「を」を「。）」の規定」とあるのは「。）」及び租税特別措置法第四十二条の九の規定」と、「」に改める。

第四十二条の十第二項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第六項第六号」を「第四十二条の四第八項第九号」に、「同条第六項第六号」を「同条第八項第九号」に改め、同条第六項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第七項中「と、」とあるのは「と」を「」と、「とあるのは「」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及

び」を「第四百四十四条の四第一項第三号中」。() の規定」とあるのは「。() 及び」に、「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第二項」と、「を」を「。() の規定」とあるのは「。() 及び租税特別措置法第四十二条の十第二項の規定」と、「」に改める。

第四十二条の十一第二項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改め、同条第六項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第七項中「と、」とあるのは「と」を「」と、「とあるのは」を「」と、「」に、「第四百四十四条の四第一項第三号中」の規定」とあるのは「及び」を「第四百四十四条の四第一項第三号中」。() の規定」とあるのは「。() 及び」に、「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項」と、「を」を「。() の規定」とあるのは「。() 及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項の規定」と、「」に改める。

第四十二条の十一の二第二項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」